

学校法人帝南学園 専門学校マーキュリー情報コミュニケーションカレッジ 教務規定

令和4年4月1日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、専門学校マーキュリー情報コミュニケーションカレッジ学則に基づき、本校における授業科目の履修、試験、進級および卒業等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 修業年限および学年・学期・クラス

(修業年限)

第2条 修業年限は、設置する各学科が目標とする人材像を勘案し、必要な修業年限を学科ごとに定める。

(在籍可能年限)

第3条 在籍可能年限は、各学科に定めた修業年限に1年間を加えた期間とする。

2 前項に定められた在籍可能年限は、同一学科における年限とする。

(学年)

第4条 本校の学年は以下のどちらかとする。

(1) 4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(2) 10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学期)

第5条 本校の学期は、前条に定めた学年を前期・後期の二期に区分する。

(クラス)

第6条 設置する学科には1クラス以上を設置し、学生は必ずクラスに所属するものとする。

第7条 クラスには、1名の担任を置く。

2 校長が必要を認めた場合は、副担任を置くことができる。

第3章 教育課程

(教育課程)

第8条 教育課程は、設置する各学科が目標とする人材像を勘案し、そのために必要な学習内容を第2条に定めた修業年限内で行うように編成する。

(教育課程編成委員会)

第9条 教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。以下、同）にあたっては、教育課程編成委員会での審議を通じて示された情報・意見等を十分に活かし、実践的かつ専門的な職業教育を実施するにふさわしいものとする。

第4章 科目履修および評価

(履修の定義)

第10条 履修とは、学生が所属する学科の教育課程に定められた授業、および申請により受講を希望し認められた科目の他学科等授業に出席し、学習活動を行うことをいう。

- 2 学科が設定した科目および他学科等授業科目を履修し、第12条の成績の評価がC以上の者は、当該科目に設定した授業時間を学修したものとする。

(履修の要件)

第11条 学生は、所属する学科の教育課程に定められた必修科目（選択必修科目のいずれかを含む）をすべて履修しなければならないこととする。

(成績の評価)

第12条 科目の評価は、科目の授業担当者が試験、平常の成績、成果物等により行う。

- 2 評価基準は、90点以上をS、80点以上90点未満をA、70点以上80点未満をB、60点以上70点未満をC、60点未満をFとする。
- 3 当該科目の出席時間数がシラバスに定められた時間数に満たない生徒は、別に設ける補講等を受けなければ評価対象としない。

第5章 単位換算

(授業時数の単位数への換算)

第13条 本校の学修の成果を証する必要がある場合においては、昼間部の講義、演習科目については15時間の授業時数をもって1単位、実験、実習および実技については30時間の授業時数をもって1単位とする。

第14条 通信制課程の単位数への換算については、45時間の通信教材を用いた学習時間をもって1単位とする。

- 2 レポートとスクーリングを併修し学修する科目の場合は、30時間の通信教材を用いた学習に加え、24時間のスクーリングの修了をもって2単位とする。

(科目認定)

第15条 以下の要件を満たす場合、科目認定を行い、本校の科目の履修とみなす。

- ① 他の高等教育機関（大学、短大、高専、他の専門学校を含む）で学修した授業科目（遠隔教育を含む）を本校の科目の履修とみなす場合、同一内容で同一単位数以上であること。
- ② 認定することができる科目は、所属する学科の教育課程修了に必要な総授業時間数の2分の1を超えないものとする。
- ③ 資格取得による科目認定は、所属する学科の学習内容を勘案し、学科ごとに対応するものとする。
- ④ 留学生の科目認定は、学習した当該国家の学校制度を勘案し、個別に対応するものとする。

(科目認定手続き)

第16条 前条における科目認定を希望する学生は、各期の開始日から3週間以内に
所定の用紙を提出しなければならない。

(科目認定の可否)

第17条 科目認定の可否については、校長が決定する。

(学費減免の不実施)

第18条 科目認定を行い、本校の科目の履修とみなされたことにより当該授業を履
修する必要が無くなった場合も、学費の減免は行わないこととする。

第6章 授業および出欠席・遅刻・公欠

(授業時限)

第19条 授業は、90分間の連続をもって1時限とし、各日の時間配当を次のとお
り定める。

① 昼間部

第1時限 午前9時30分より午前11時00分

第2時限 午前11時10分より午後12時40分

第3時限 午後1時30分より午後3時00分

第4時限 午後3時10分より午後4時40分

② 通信制課程（スクーリング時）

第1時限 午前9時30分より午前11時00分

第2時限 午前11時10分より午後12時40分

第3時限 午後1時30分より午後3時00分

第4時限 午後3時10分より午後4時40分

2 当該1時限の授業を2時間の授業時間の学修をしたものとする。

(授業運用)

第20条 授業の運用は、原則としてクラス単位で行うものとする。但し、運用上必
要と認められる事由がある場合および他学科開放科目については、この限
りではない。

(出席の確認)

第21条 科目の授業担当者は、授業開始時に点呼等により出席の確認を行う。

(欠席)

第22条 学生は、やむを得ない事情で授業を欠席する場合、事前または事後に欠席
届を提出しなければならない。

(遅刻)

第23条 授業開始時間を過ぎてから授業実施教室に入室した場合は遅刻とする。但
し、次の事由による場合は除くものとする。

① 交通機関の事故等不可抗力による遅延の場合。

② 自然災害等による交通機関の停止または遅延の場合。

③ その他、不可抗力と認められる場合。

2 前項①および②の例外事由による遅刻の場合、学生は原則として当該交通
機関が発行する遅延証明書を提出することとする。

- 3 第1項に定める①から③の事由によるものを除き、授業開始時間を30分以上過ぎた場合、遅刻とせず欠席とする。

(公欠)

第24条 以下に該当する場合は公欠とし、出席扱いとする。

- ① 就職活動を行い、正規の手続きを行なった場合。
- ② クラブ活動における大会等に参加する場合。
- ③ その他、学校が認めた場合。

(慶弔)

第25条 慶弔は以下のように定め、出席扱いとする。

2 慶事

- ① 本人の結婚 土日を含む連続した7日間
- ② 兄弟姉妹の結婚 2日以内

3 弔事(忌引)

- ① 父母、配偶者、子の死亡 7日以内
- ② 兄弟姉妹、祖父母、配偶者の父母の死亡 3日以内
- ③ 伯(叔)父、伯(叔)母の死亡 2日以内

4 遠隔地の場合は、2項および3項に定めた日数に交通に要する日数を加算するものとする。

第7章 定期試験

(定期試験の実施)

第26条 すべての科目について、原則として各学期末または授業が終了する学期末に定期試験を実施することとする。

- 2 定期試験は、クラス単位で実施する。但し、複数クラスの学生が受講している科目については、授業単位で実施する場合がある。

(定期試験の実施期間)

第27条 定期試験の実施期間は学年開始日までに定め、年間予定表に記載することとする。

(定期試験の時限)

第28条 定期試験の時限は、時間配当を次のとおり定める。

① 昼間部

- 第1時限 午前9時30分より午前11時00分
- 第2時限 午前11時10分より午後12時40分
- 第3時限 午後1時30分より午後3時00分
- 第4時限 午後3時10分より午後4時40分

② 通信制課程

- 第1時限 午前11時10分より午後12時40分
- 第2時限 午後1時30分より午後3時00分
- 第3時限 午後3時10分より午後4時40分

(定期試験時間割の発表)

第29条 定期試験の時間割は、試験実施期間開始の1週間前までにHP内、掲示等により発表することとする。

(定期試験未受験者の例外措置)

第30条 病気、忌引、就職試験等の事由で定期試験を受験できなかった学生に対しては、その事由により、個別に対応するものとする。

(不正行為)

第31条 定期試験において不正行為を行った場合、当該学生の成績は全科目0点とする。

2 前条の不正行為に当該学生以外の学生が関与した場合は、関与した学生も前項同様、全科目0点とする。

(追・再試験)

第32条 定期試験において科目の授業担当者が定めた点数に達しなかった場合は、追・再試験を実施することができる。

第8章 成果物・レポート

(成果物・レポート等の提出)

第33条 学生は、科目の授業担当者から成果物・レポート等の提出を指示された場合は、指示された形式、提出方法、提出期限を厳守し、提出しなければならない。

第9章 補習

(補習の実施)

第34条 科目の授業担当者が必要と認めた場合は、補習を実施することができる。

2 補習を実施する際、必要に応じて経費を徴収することができる。

(単位未付与者対応)

第35条 科目の授業担当者は、成績の評価を受けていない者、または成績の評価がFである者に対し、第32条に定めた追・再試験や前条に定めた補習等を実施し、当該学生が当該科目に設定した授業時間を学修したものとするよう努めなければならない。

第10章 進級および卒業の認定

(進級)

第36条 卒業学年以外において、所属する各学科の教育課程に定められた必修科目(選択必修科目を含む)のうち、当該学年までに履修しなければならない全ての科目の単位数に対して、5分の4以上の認定を受けている者に進級を認める。

(卒業認定・専門士、高度専門士の付与)

第37条 所属する各学科が定めた卒業に必要な授業時間数を履修し成績の評価を受けた者に対し卒業を認める。

(原級留置)

第38条 第36条に該当しない学生は、進級を認定せず、原級留置とする。

前条に該当しない学生は、卒業を認定せず、原級留置とする。

- 2 各学年における、所定の授業時間数の3分の1を超過して欠席した学生は、進級および卒業を認定せず、原級留置とする。

第11章 学籍異動

(学籍異動)

第39条 学籍異動とは、休学、退学、復学、転科、復学転科、編入により、現在の学籍を変更することをいう。

(休学)

第40条 休学とは、継続して3ヶ月以上欠席する事由がある場合に所定の手続きを行った場合をいう。

- 2 休学を希望する学生は、休学届を担任に提出し、校長の許可を得なければならない。
- 3 休学の申請は、学年の12月末日までとする。

(退学)

第41条 退学とは、何らかの事由により卒業以前に学校の籍を離れることをいう。2 退学には、自己都合によるものと懲戒処分によるものがある。

- 3 自己都合により退学を希望する学生は、退学届を担任に提出し、校長の許可を得なければならない。

(復学)

第42条 復学とは、休学中の学生が現在所属している学科に戻る場合をいう。

- 2 復学を希望する学生は、復学願を提出し、校長の許可を得なければならない。
- 3 復学する際は、原級留置とする。

(転科)

第43条 転科とは、入学した学科から他の学科に異動する場合をいう。

- 2 転科を希望する学生は、転科願を提出し、校長の許可を得なければならない。
- 3 転科願の提出は、入学した学年の4月末日までとする。

(復学転科)

第44条 復学転科とは、休学中の学生が現在所属している学科以外の学科に異動し、復学する場合をいう。

- 2 復学転科を希望する学生は、復学願を提出し、校長の許可を得なければならない。
- 3 復学転科する際は、原級留置とする。

(編入)

第45条 編入とは、高等教育を実施する他学校を退学し、当校へ入学することをいう。

- 2 編入に関しては、編入可能学科を設置している分野において、別途基準を定めるものとする。

第12章 賞罰

(表彰)

第46条 以下の1つに該当した者については、表彰を行うものとする。

- ① 学業、性行ともに優秀な者
- ② 学業に精励し特に努力したと認められる者
- ③ 善行のあった者
- ④ 社会的に評価の定着したなコンテスト等で作品などが入選、入賞した者
- ⑤ 在学中に難易度の高い資格に合格した者
- ⑥ 出席優秀者と認めた者

(懲戒処分)

第47条 学則、本教務規程、オリエンテーション資料に記載されている規則等に反し、学生の本分にもとる行為が認められた場合、懲戒処分を行うものとする。

- 2 懲戒処分を行うにあたっては、当該学生ならびに関係者から事実関係を聴取し、処分内容を慎重に決定しなければならない。

(退学処分)

第48条 以下の1つに該当した者は、退学処分とする。

- ① 性行不良で改善の見込みのないと認められる者
- ② 学業劣等で成業の見込みのないと認められる者
- ③ 無届けで引続き1ヶ月以上欠席した者
- ④ 学校の業務を妨害し、反省しない者
- ⑤ 学校の施設、備品を故意に損壊し、反省しない者
- ⑥ 社会通念上、学校として容認し難い刑法犯を犯した者
- ⑦ 学校の秩序を乱し、その他学生の本分にもとる行為のあった者
- ⑧ 学納金の一部または全部を滞納し、理由がなく、督促日から1月を超えて支払いがない者
- ⑨ 上記に準ずることを繰り返し行った者
 - 2 退学処分が決定した場合、退学処分通知書を発行し、処分の日をもって除籍とする。
 - 3 退学処分を行うにあたっては、当該学生の弁明の機会を設けなければならない。

(停学・謹慎・戒告)

第49条 以下の1つに該当した者は、停学、謹慎、または戒告処分とする。

- ① 学園生活ガイドに定められた規則に違反した者
- ② 本校の名誉を傷つけた者
- ③ 学生の本分に欠ける行為のあった者
 - 2 停学処分は、10日未満の有期限または10日以上は無期限とし、処分期間中は自宅待機しなければならない。
 - 3 謹慎処分は、5日以内とし、処分期間中は原則として授業を受け、クラス

- 4 担任の指導に従わなければならない。
戒告処分は、始末書を提出し、クラス担任の指導および助言を受けなければならない。

附則

本規程は、令和4年4月1日より施行する。